

議案説明書

行政経営部 行政経営課

提出議会：令和5年第1回定例会

1 案件名

議案第27号 佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

2 概要

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行について必要な事項を定めるため本条例を制定する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

個人情報の保護に関する事務が令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律の適用を受けることに伴い、同法を施行するために必要な事項を定める条例を制定する。

(1) 開示請求に係る手数料等（第3条関係）

個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、請求者は、写しの交付に要する費用を負担する。

(2) 佐野市情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第4条関係）

佐野市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することができる事項を定める。

(3) 佐野市個人情報保護条例の廃止（附則第2項関係）

佐野市個人情報保護条例は、廃止する。

(4) 佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正

（附則第8項関係）

佐野市個人情報保護条例が廃止されることから、同条例を適用している部分を改める。

4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日